

尾張旭市 A E D（自動体外式除細動器）設置施設登録要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、心肺停止者が発生した現場において、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）が活用できるよう、市内に所在する A E D を設置した施設（以下「設置施設」という。）を登録し、情報を公表することにより、救命率の向上を図ることを目的とする。

（登録基準）

第 2 条 消防長は、次に掲げる基準のすべてに適合している設置施設と認める場合は、当該施設を登録できることとする。

- (1) 医療機器の承認を受けた A E D を適切に管理していること。
- (2) 普通救命講習又は上級救命講習（以下「救命講習等」という。）のいずれかを修了した者が勤務していること。
- (3) A E D の利用可能な時間に使用し、又は貸し出すことができること。
- (4) A E D の登録に関する情報を公開することに同意できること。

（登録申請）

第 3 条 この要綱に規定する目的等に賛同する設置施設の代表者等は、A E D 設置施設登録申請書（第 1 号様式）を消防長に提出するものとする。

（審査等）

第 4 条 消防長は、前条の申請があったときは、第 2 条に規定する登録基準に適合しているかについて審査し、必要に応じて調査ができるものとする。

（登録）

第 5 条 消防長は、前条の規定による審査等の結果、登録基準に適合していると認めるときは、A E D 設置施設登録台帳（第 2 号様式。以下「登録台帳」という。）に必要事項を記載し、申請者に A E D 設置施設標章（第 3 号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の規定による登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）は、A E D 設置施設標章を登録施設の入り口付近のわかりやすい位置に表示することとする。

（公表）

第 6 条 消防長は、登録施設の名称、所在地等を市民に周知するため、

次の方法により公表するものとする。

- (1) 尾張旭市のホームページによる公表
- (2) 救命講習等での資料による公表
- (3) その他 A E D の普及啓発に関する資料による公表
(変更に関する届出)

第 7 条 登録施設の代表者等は、登録内容に変更があった場合は、速やかに A E D 設置施設登録内容変更届出書（第 4 号様式）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による届出を受けたときは、登録台帳の記載事項を修正するものとする。

(登録の抹消)

第 8 条 登録施設の代表者等が、登録の抹消を希望する場合は、A E D 登録抹消申請書（第 5 号様式）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による申請を受けたときは、登録を抹消するものとする。ただし、第 2 条に規定する要件を満たさなくなったときは、前項の規定に関らず登録を抹消できるものとする。

(代表者等の責務)

第 9 条 登録施設の代表者等が担う責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 従業員等に対して応急手当に必要な知識及び技能の指導育成に努めること。
- (2) A E D の維持管理を適切に行い、点検結果記録を保管すること。
- (3) A E D を使用した場合は、設置施設の責任において消耗品を補充すること。
- (4) A E D が故障した場合は、設置施設の責任において修理すること。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。